

# 不審者対応マニュアル 江戸川区立平井西小学校

## 1. 第1次対応（不審者発見時の対応）



<発見者>

- 大きな声を出し、近くの職員に応援を依頼する  
とともに、校長・副校長への連絡を依頼する。
- 生徒の安全を確保（避難・誘導・応急処置）する。
- 不審者へ対応（現場近くの複数人で対応）する。

警  
察

<近くの職員>

- ※ 校長、副校長への連絡と  
負傷者がある場合、養護教諭への連絡
- 大きな声を出し、非常ベルを鳴らす
- 生徒の安全確保（避難・誘導・応急処置）
- 防火扉等を利用し、不審者と生徒を遮断する

負傷者

応急手当

養護教諭

※医療機関へ  
連絡付き添い



応援



連絡

職員室・事務室

- 侵入場所へ駆けつける（複数の職員）
- 非常通報装置を押す（学校110番）
- 非常放送（児童の避難・誘導指示）
- 現場の情報収集を行う

※養護教諭への連絡

※医療機関への連絡

※警察への連絡

※教育委員会への連絡

校長・副校長

在職員室教員  
事務職員

連絡



指示

教育委員会

- ・ 対応指示
- ・ 応援

非常放送による指示

避難場所

体育館、  
校庭、  
その他  
校長が指示  
する場所



各教室の対応（児童の安全確保）

- 非常放送に従い、避難する。
- 場合によっては校外へ2次避難をする。
- 児童の避難・誘導（学級担任・専科教諭）

※警察への通報

通常は、小松川警察署に電話連絡を行う。状況により非常通報装置（学校110番）を運用するが、運用に当たっては校長が判断する。

## 2. 第2次対応（事件直後の対応）

### 《緊急対策会議（運営委員会）》

- 情報収集・状況の把握
- 協議・決定、伝達・指示
  
- 負傷者の確認・医療機関への搬送
- 生徒の安全管理・保護者への引き渡し、下校
- 警察との連絡 □ 教育委員会との連絡
- 保護者との連絡 □ マスコミへの対応

### 《救急措置》

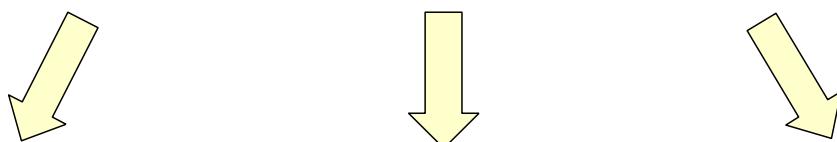
- 応急処置  
(発見者・養護教諭等)
- 医療機関への搬送、  
連絡調整  
(養護教諭)
- 負傷者の人数・氏名・  
程度等の把握  
(養護教諭)
- 負傷した生徒の  
保護者への連絡・対応  
(副校長、学級担任)

### 《生徒管理》

- 児童の安全管理
- 避難・誘導
- 下校・集団下校・引渡し  
の指揮  
(生活指導主任)
- P T Aとの連絡  
(副校長)
- 保護者への連絡(連絡メ  
ール)  
(各学級担任)  
(情報推進リーダー)

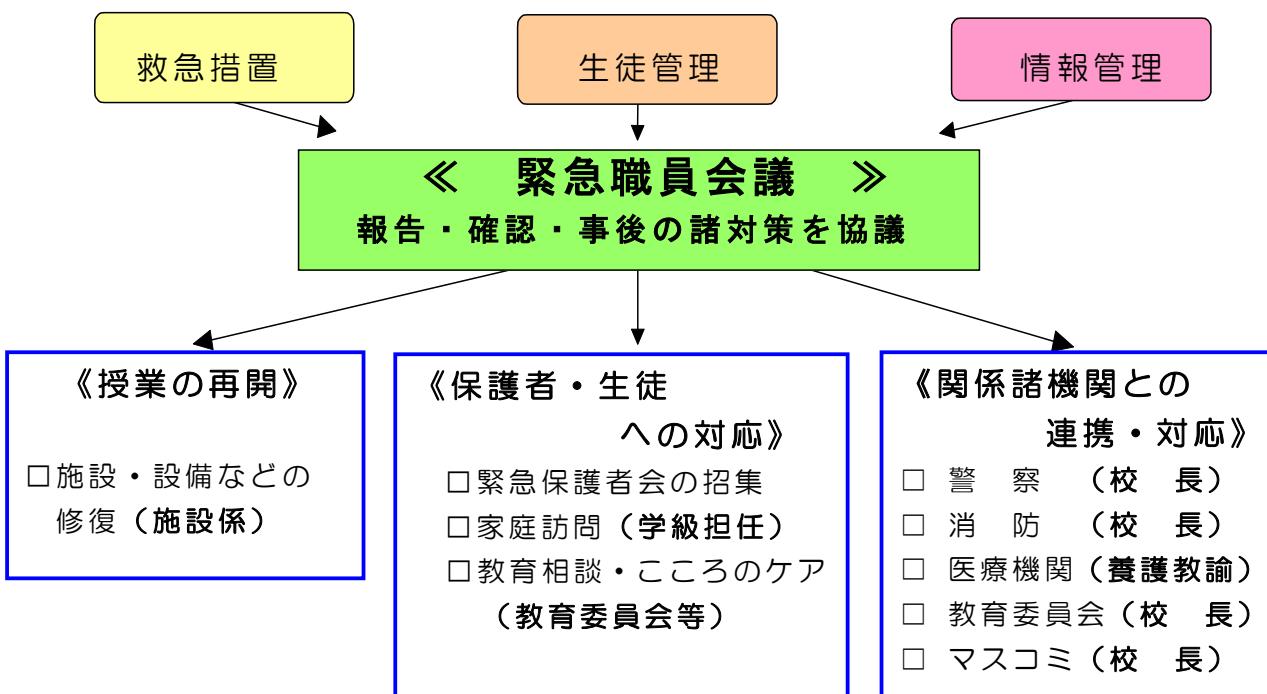
### 《情報管理》

- 情報収集・状況の  
把握・伝達・記録  
(教務主任)
- 警察・教育委員会・  
マスコミへの対応  
(校長)
- 保護者・地域への対応  
(副校長)



※ 上記の役割について、校長不在の場合の代理者は必ず指定しておく。  
また、副校長以下の教職員の役割についても、校長があらかじめ指定しておく  
ものとする。

### 3. 第3次対応（事件後の対応・措置）



### 4. 児童の避難誘導

1 教職員の誘導体制	
副校長（又は主幹）	非常放送（避難場所の指示）
各学級担任・授業担当者	児童の誘導、安全確保
授業のない教員	校内残留学生の確認・誘導
2 発見時間及び場所による避難誘導	
授 業 中	学級担任又は授業担当者は、非常放送があった場合、事件発生場所（危険場所）を避けた避難経路を確認し、直ちに児童を安全な場所へ避難・誘導する。
休 み 時 間	原則として、 <u>学級担任又は次の授業を受け持つ授業担当者</u> は、非常放送により事件が発生した場所を避けた避難経路を確認し、児童の避難・誘導にあたる。

## 5. 教職員等の主な役割

※発見者・・・大きな声を出し、近くの職員に応援を求める、複数人で対応。

児童の安全確保、必要な応急措置、校長・副校長・養護教諭への連絡など。

係	担 当	主 な 役 割
総 指 挥	校 長	対応方針の決定、校内の総括・指揮、 教育委員会への報告、警察・マスコミ対応等
通 報	副校長	非常放送（避難指示）、関係機関、保護者・PTA等への対応、校外からの連絡窓口の一本化、事務的な対外折衝等
連 絡	教務主幹（主任）	情報収集、状況の把握・記録伝達（副校長を補佐）、緊急保護者会の企画
避 難 誘 導	生活指導主幹（主任）	児童の避難誘導及び人員確認、安全確保、下校や集団下校・引渡しの指揮、状況説明と動揺を防ぐための全校集会の企画
防 御	学級担任	児童の安全確保・避難誘導、保護者への連絡、学級の児童の不安や動揺の解消等
	学年主任	担任への助言、担任不在の学級への援助体制の指示
防 御	専科教諭	不審者への対応、施設設備の修復、担任不在の学級への援助、生徒の安全確保
救 護	養護教諭	応急措置、負傷者の状況把握、医療機関への連絡・付添健康状態の把握、心のケア

## 6. その他の対応<緊急時の連絡体制>

《不審者対応における緊急時の連絡体制の整備》

- 校長は、隨時、状況を教育委員会指導室に報告するとともに指示に従う。
- 校長は、教育委員会の指示に基づき、児童の早期下校や休校等について決定し、保護者に連絡する。
- 負傷者が発生した場合、校長及び教育委員会は誠心誠意をもって対応する。

## 緊急通報マニュアル

### 1. 警察を要請する場合（不審者等）

◎ 「110」または「3674-0110（小松川警察署）」

「不審者が侵入しています。」

「江戸川区立平井西小学校です。」

「住所は江戸川区平井 7-22-24です」

「電話番号は、03-3612-9498です」

「状況は\_\_\_\_\_、不審者の状況は\_\_\_\_\_、

刃物等は\_\_\_\_\_、けが人は\_\_\_\_\_名 」

### 2. 救急車を要請する場合

◎ 「119」をダイヤルする。

・「こちら消防庁。火事ですか、救急ですか。」

「救急車をお願いします。」

「江戸川区立平井西小学校です。」

「住所は江戸川区平井 7-22-24です。」

「電話番号は、03-3612-9498です。」

「けが人（病人）は〇年生、男子（女子）〇名」

「症状、けがの状態は\_\_\_\_\_」

正門を開け、通りに出て、救急車が到着したら案内をする。